

## 事業者による温室効果ガス排出抑制計画の策定・排出量の公表の状況

### 1. 地球温暖化対策推進法第9条に基づく計画の策定状況

- 地球温暖化対策推進法第9条においては、事業者は温室効果ガスの排出抑制等のための計画を作成し、公表するよう努めなければならないとされている。

地球温暖化対策の推進に関する法律 (抄)

(事業者の事業活動に関する計画等)

第9条 事業者は、その事業活動に関し、基本方針の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置 (他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。) に関する計画を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

- 同条に基づく計画の作成・公表の状況は以下のとおりであり、同条の施行状況は甚だ不十分なものである。(環境省「平成14年度 環境にやさしい企業行動調査」)

- 計画を作成している企業は、未公表の企業を含めても、3割強(33.7%)に過ぎない。
- 計画を作成し、かつ公表している企業は、2割(19.9%)のみ。数値目標まで定めているのは17.5%。

表1 温暖化対策推進法第9条に基づく排出抑制計画の作成・公表の状況

(温暖化対策推進法第9条に対してどのような対応をしているかとの問に対し)

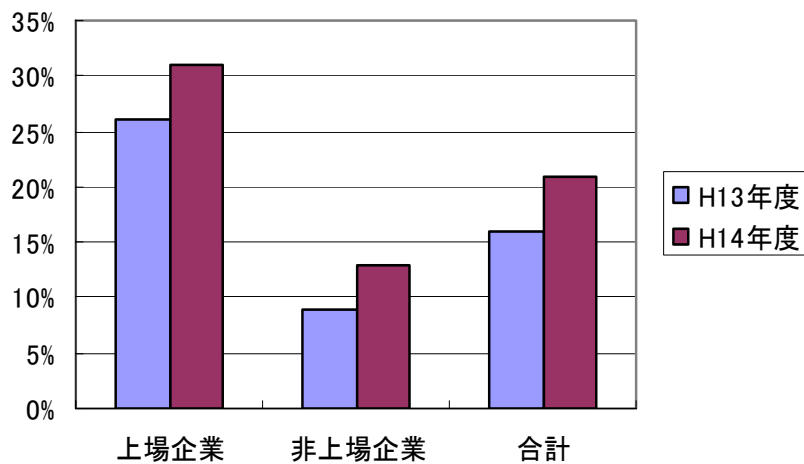
		法に基づき 計画を公表 している(数 値目標あり)	法に基づき 計画を公表 している(数 値目標なし)	法に基づき 計画を作成 している(未 公表)	計画作 成を検 討して いる	計画作 成の予 定はな い	法律を 知らな い	その 他	サンプ ル数(無 回答を含 む。)
上場 企業	件数	304	45	191	356	209	110	79	1323
	%	23	3.4	14.4	26.9	15.8	8.3	6	
非上場 企業	件数	214	27	218	406	365	254	118	1644
	%	13	1.6	13.3	24.7	22.2	15.5	7.2	
合 計	件数	518	72	409	762	574	364	197	2967
	%	17.5	2.4	13.8	25.7	19.3	12.3	7.2	

## 2. CO<sub>2</sub>の排出量の公表の状況

- 1. と同じ調査によれば、個別企業によるCO<sub>2</sub>の排出量の公表の状況は、以下のとおり。
  - CO<sub>2</sub>排出量を公表している割合は、約2割(21%)に過ぎない<sup>1</sup>。  
(上場企業では31%、非上場企業では13%)
  - 平成13年度に比べ、平成14年度は排出量を公表する企業が5%増加している。

表2 CO<sub>2</sub>排出量を公表している企業の割合

	H13年度	H14年度
上場企業	26%	31%
非上場企業	9%	13%
合計	16%	21%



<sup>1</sup> 同調査の当該設問（問7-2）においては、その前の問（問7-1）において環境に関するデータ・取組等の情報を公開していると回答した企業に対してのみCO<sub>2</sub>排出量の公表の有無を質問している。一方、本資料の表2においては、「問7-1で回答した全企業数」に対する「問7-2でCO<sub>2</sub>排出量を公表していると回答した企業数」の割合を表示している。